

平成18年5月1日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会  
会長 藤沼亜起

**実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見の提出について**

貴委員会から平成18年3月16日付で公表された実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以上

## 実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

平成 18 年 5 月 1 日  
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

### 1. 交付金の会計処理等について

(コメント)

本公開草案に示されている交付金の会計処理等、一連の取扱いについて同意する。  
(理由)

退職給付に係る会計基準（平成 10 年 6 月 16 日 企業会計審議会、以下「退職給付会計基準」という。）では、退職給付費用の損益計算書における表示方式として、「純額方式」（勤務費用、利息費用、期待運用収益の額、過去勤務債務のうち費用として処理した額、及び数理計算上の差異のうち費用として計上した額を純額で表示する方式）を採用している。また、厚生年金基金制度については、退職給付会計基準上、一つの退職給付制度とみなして会計処理を適用するものとしている。厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取る交付金については、交付により年金資産を増加させることになり、その会計処理は、退職給付会計基準の基本的考え方従い「純額方式」を採用することが妥当である。したがって、本公開草案で示されているように交付される都度、退職給付費用から控除する会計処理に同意する。また、開示についても公開草案の考え方同意する。

### 2. 厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用を見直すべきかどうかについての考え方

「国民年金等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、一定の場合には政府が厚生年金基金に対し交付金を支払うこととなつたが、この法律により現行の退職給付会計基準の考え方を変更することが必要かどうかは、まず、企業会計上、次の二つの点を検討することが必要となる。

第一に、今回の法改正により、再度、厚生年金基金制度の代行部分について退職給付会計基準の対象外とすべきかどうかについて検討することである。この検討は、代行部分の給付責任は厚生年金基金にあるのか政府（厚生年金本体）にあるのかについて、給付責任の観点から企業の債務として認識すべきかどうかを検討することを必要

とする。

第二に、厚生年金基金の代行部分に係る債務について、企業会計上の退職給付債務とすべきか年金財政上の最低責任準備金とすべきかについて検討することである。

当協会における検討の結果は以下のとおりであり、したがって、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用を見直す必要はないと考える。

**(1) 給付責任は従来どおり厚生年金基金にあるため、厚生年金基金の代行部分の債務は退職給付会計基準の対象とすべきである。**

① 今回の法改正により、法で定める一定の場合には政府（厚生年金本体）から交付金を受け取ることが示された。しかしながら、今回の法改正によても、厚生年金基金の代行部分の給付を政府（厚生年金本体）が行うわけではなく、給付責任は従来どおり厚生年金基金にある。また、政府が交付金を厚生年金基金に交付するということは、年金財政上の観点から行われるものであり、給付責任そのものを政府がもつことを示しているものではない。退職給付会計基準は、年金財政と企業会計の考え方を明確に峻別したことも特徴の一つであり、今回の法改正によって、その基本的考え方が変わったとは言えない。

さらに、企業会計上、厚生年金基金に給付責任がある限りにおいて、当該債務を企業の負債として認識することが必要となる。

② 厚生年金基金の代行部分に係る年金資産は、加算部分と合同して運用されており、厚生年金基金の実績運用利回りが厚生年金本体の実績運用利回りを下回った場合には、厚生年金基金がその不足額について負担することになる。つまり、年金資産の運用に係るリスクとベネフィットのすべてを厚生年金基金が負担又は享受することになる。

代行部分と加算部分が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいことが実態であることを考慮すると、今回の法改正によっても厚生年金基金の代行部分を退職給付会計基準の対象外とすることは妥当ではない。

**(2) 退職給付債務として認識する金額は、最低責任準備金ではなく、退職給付会計基準で定める退職給付債務（PBO）である。**

① 今回の法改正は、免除保険料率の凍結解除に際し、給付現価の増大に伴う不足額（過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差額）について、一定の条件のもとで政府が財源手当てすることが主要な内容であると考える。

② 退職給付会計基準は、年金財政計算上で使用されている予測給付評価方式ではなく、発生給付評価方式を採用した。これは退職給付会計基準で認識すべき退職給付債務は年金財政計算で採用されている責任準備金や最低責任準備金を採用

するのではなく、発生給付評価方式に基づく退職給付債務（PBO）で算定することが企業会計上適切であると判断したためである。

- ③ 最低責任準備金は、ある特定の時点における財政計算上の積立所要額である。企業会計上は、継続企業を前提として資産及び負債の認識・測定を行うものであり、最低責任準備金を企業の退職給付債務とすることは妥当ではない。
- ④ 今回の法改正による交付金を受け取ることは、年金財政上の問題であり、企業会計上は、発生給付評価方式を採用しているので、年金財政上の問題を企業会計が取り入れることは妥当ではない。
- ⑤ 企業会計の観点から、今回の法改正によって、退職給付会計基準の設定時における基本的な前提を変える制度改革が行われたとは言えず、退職給付債務に最低責任準備金を採用することは妥当ではない。

以上